

○埼玉県議会議員又は埼玉県知事
の選挙における選挙運動用自動車
の使用等の公営に関する条例

平成5年3月30日条例第4号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

(題名の)改正注記

目次

第一条 (目的)

第二条 (選挙運動用自動車の使用)

第三条 (選挙運動用自動車の使用)

第四条 (選挙運動用自動車の使用)

第五条 (選挙運動用自動車の使用)

第六条 (選挙運動用自動車の使用)

第七条 (ビラの作成の公営)

第八条 (ビラの作成の公営)

埼玉県議会議員又は埼玉
県知事選挙における選挙
運動用自動車の使用等
の公営に関する条例

改 平成 平成
正 六年一 七年一
二 月二 〇月一
二 日条 六日条
例第 五 例第 五
五 号 六 号

印刷モード

終了